

採石業・造船業・建設業の各業界団体に対して、 労働災害防止対策の徹底を 長崎労働局長より要請しました！

要請日	平成30年11月28日（水）
場 所	長崎労働局
概 要	本年8月より県内の労働災害による死亡災害が連続して発生し、これ以上、労働災害による犠牲者を増やさないよう長崎労働局長が業界団体へ対して「労働災害防止対策の徹底」を要請しました。

県内の労働災害による死亡者の発生状況は、本年8月から10月にかけて連続して死亡災害が発生し、10月末現在7人となっています。前年同期と比べると6人減少していますが、前年も8月以降連続して複数件の死亡災害が発生し、結果、16人もの労働者が労働の場で犠牲となっています。

また、休業4日以上の労働災害の発生状況は、本年10月末現在において、1,135人で前年同期より18人増加しています。前年は、第12次労働災害防止計画の最終年度の年でしたが、同計画期間中で最も多い(前々年同数)死傷者数となっており、本年は、それを上回るペースで労働災害が発生していることは、誠に憂慮すべき状況となっています。



このため、長崎労働局（局長：かなり しんいち金成真一）におきましては、労働災害の発生に歯止めをかけ、決して起こしてはならない、起こってはならない死亡災害の撲滅を図るため、死亡災害が発生した業種の業界団体の長あて、別紙、労働災害防止対策の徹底について要請いたしました。（左写真）

要請においては、団体傘下の会員事業場に対して一斉点検の実施とその結果を当局あて報告いただくこととしています。

また、同日、各労働基準監督署長に対しても、本年度を初年度としてスタートした「第13次労働災害防止計画」の推進と各事業者並びに関係機関に対して労働災害防止対策の徹底を周知するよう指示いたしました。

これから、年末・年度末に向けて、労働災害が多発する傾向にあります。

事業主及び労働者の皆様におかれましては、『**安全第一**』の信念のもと労働災害防止を図っていただき、安全・安心な職場づくりにご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

長労発基1127第1号
平成30年11月28日

長崎県採石協会
会長 加藤 博文 殿

長 崎 労 働 局 長

採石業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働災害防止対策をはじめ安全衛生行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県内の採石業における労働災害発生件数は、毎年2～5件程度ですが、採石業の作業の性質上、一旦災害が発生すると死亡・重篤災害となるケースが多く、特に昨年からベルトコンベヤーに巻き込まれる死亡災害、また重機やトラックが路肩から50m程度転落する死亡・重篤災害が発生しています。

更に、採石場の状況を見ると、①掘削面の高さが極端に高く、落石や地山崩壊による災害の危険性が高いと思われる現場、②クラッシャーやベルトコンベヤー等の手すりや点検台の老朽化による墜落・転落災害の危険性が高い設備などが見受けられます。

については、会長名の労働災害防止要請に加えて、別添の要請書「労働災害防止対策の徹底について」及び「自主点検表」等を傘下の事業者へ配付頂き、労働災害防止対策の徹底を図るようお願いいたします。

なお、自主点検表については、貴協会へ回収・集計し、自主的な安全衛生指導等にご活用頂くとともに、集計結果を2月末までにご報告頂くよう併せてお願いいたします。

平成30年11月28日

採石（砕石）業事業者 各位

長 崎 労 働 局 長

労働災害防止対策の徹底について

長崎県内の採石業における労働災害発生件数は、毎年2～5件程度ですが、採石業の作業の性質上、一旦災害が発生すると死亡・重篤災害となるケースが多く、特に昨年から、ベルトコンベヤーの調整作業を単独で行っていた労働者がローラー部に巻き込まれ、失血死した死亡災害、車両系建設機械が路肩部から転落する死亡災害、ダンプトラックが路肩部から約50m転落する重傷災害など、死亡・重篤災害が多発しており極めて憂慮すべき状況にあります。

また、採石場の状況を見ると、①掘削面の高さが極端に高く、落石や地山崩壊による災害の危険性が高いと思われる現場、②クラッシャーやベルトコンベヤー等の手すりや点検台などが腐食・老朽化し、墜落・転落災害の危険性が高いと思われる設備などが見受けられます。

については、別添の「自主点検表」等を参考に、貴採石場の安全点検を実施し、不備な箇所については改善を図るなど、労働災害防止対策の徹底をお願いします。

採石業安全自主点検表

事業場名

点検実施者

		確 認 項 目	安全衛生 規則	結 果
採 石 作 業 関 係	1	採石作業を行う地山について、地山の形状、地質及び地層の状態等について、事前調査を実施していますか	399条	実 ・ 未
	2	調査結果を基に、採石作業計画を作成していますか	400条	有 ・ 無
	3	採石計画どおり地山の掘削を行っていますか	400条	良 ・ 否
	4	法面の勾配及び法面の高さは適切ですか	407条	勾配 度
				高さ m
				良 ・ 否
	5	掘削作業主任者を選任していますか	403条	有 ・ 無
	6	作業主任者の職務は励行されていますか	404条	良 ・ 否
	7	作業開始前、大雨又は地震の後に作業箇所及び周辺の地山について、浮石や亀裂の有無、湧水の変化等について、点検を行っていますか	401条	良 ・ 否
	8	点検の結果、崩壊又は落石など、労働者に危険を及ぼす恐れのある土石、立ち木等はあらかじめ取り除いていますか	408条	良 ・ 否
	9	掘削箇所の近くで、岩石の小割り作業等を行っていませんか	410条	良 ・ 否
	10	掘削作業を行っている箇所の下方で、土石が落下する恐れのある箇所について、立入禁止としていますか	411条	良 ・ 否
	11	発破作業については、発破技士免許、火薬類取扱保安責任者免状等の資格を有する者に行わせていますか	法61条 41条	良 ・ 否
	12	誤爆等による災害を防止するため、発破作業の基本的な管理・確認事項を遵守していますか	318条 320条 321条	良 ・ 否
	13	保護帽等を着用させていますか	412条	良 ・ 否

		確 認 項 目	安全衛生 規則	結 果
建設・荷役機械関係	1	タイヤショベル、ドラグショベル、ブレーカー等の車両系建設機械の運転業務について、資格を有する者に行わせていますか	41条	良 ・ 否
	2	車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械(構内運搬車、不整地運搬車等)を用いて行う作業について、適切な作業計画を作成していますか	151条の3 155条	有 ・ 無
	3	車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う際に、地形や地質の状態に応じた、適切な制限速度を定めていますか	151条の5 156条	良 ・ 否
	4	車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械の運行経路については、路肩の崩壊や不同沈下による転倒・転落災害を防止するための措置を講じていますか	151条の6 157条	良 ・ 否
	5	車両系建設機械の作業範囲及び車両系荷役運搬機械等の運行経路について、明確な立入禁止の措置を講じていますか。	151条の7 158条	良 ・ 否
	6	法面の掘削に使用する車両系建設機械について、運転室若しくはヘッドガードを備えたものを使用していますか	153条	良 ・ 否
	7	落石等による運転士の危険を防止するため、解体用機械に準じた運転室の防護措置を講じていますか		有 ・ 無
	8	車両系建設機械について1年以内ごとに1回、不整地運搬車については2年以内ごとに1回、特定自主検査を実施していますか	169条の2 151条の56	良 ・ 否
砕石作業関係	1	クラッシャー等の粉砕機内部へ転落する恐れのある箇所について、高さが90cm以上の柵等を設けていますか	142条	良 ・ 否
	2	クラッシャーのホッパー部等に岩石が詰まるなどの問題が生じた場合、点検や復旧等の作業を行う際に、クラッシャー及び関連するベルトコンベヤの運転を確実に停止した上で行っていますか	107条	良 ・ 否
	3	ベルトコンベヤーのベルト交換後の調整作業など、やむを得ず運転を行いながら調整を行う必要がある場合は、危険箇所に覆いを設け、万一巻き込まれた場合、直ちに運転を停止し、救出できるよう複数人での作業としていますか		良 ・ 否
	4	各種機械設備の点検、修理、清掃等の作業を行う際は、作業指揮者を定め、事前に作業者の配置、作業手順等の確認を行った上で作業を開始していますか		良 ・ 否
	5	各種機械設備の点検、修理、清掃等の作業について、リスクアセスメントを実施し、リスクアセスメント結果に基づく、安全な作業マニュアル等を作成していますか		有 ・ 無
	6	作業者の身体の一部が巻き込まれる恐れがあるベルトコンベヤーについて、非常停止装置を設けていますか	151条の78	良 ・ 否
	7	原石を投入するホッパー部について、ダンプトラックや不整地運搬車等がホッパー内へ転落することを防止する車止めを設けていますか		良 ・ 否
	8	クラッシャーやベルトコンベヤなど各種機械設備の点検台、作業台、タラップ等について、墜落防止の手すり等を設置していますか	519条他	良 ・ 否
	9	上記の点検台、作業台、タラップ等について、腐食や経年劣化により、床面の踏み抜きや手すり脱落等の恐れはありませんか		良 ・ 否

【建設・荷役機械関係】

項目番号	解 説 事 項
4	昨年、本年と2年連続で、車両系建設機械及びダンプトラックが路肩部から約50m転落する重篤な災害が発生しています。 車両系建設機械、ダンプトラック等は機体重量が大きく、路肩の崩壊を起こす危険性が高いことから、作業場所や運行経路について、地形や地質の状況等を考慮し、路肩部分の明確な立入制限等を行う必要があります。 ① 路肩部の立入制限を行う際は、トラロープを張る、カラーコーンを並べるなど、立入禁止場所の標示を行うこと。 特に夕暮れ時は、路肩の端が見えづらく、運転士が路肩に近接していることに気付かず転落した災害(土木工事)も発生していることから、標示の視認性にも配慮して下さい。 ② 運行経路については、車両系建設機械とダンプトラック、ダンプトラックとダンプトラック等が余裕を持って離合できる十分な幅を確保すること。 地形等の問題で十分な幅を確保することが困難な場合は、離合場所を確保し、離合のルールを定め、各運転士に周知すること。 ③ 作業場所については、車両系建設機械の作業に必要なスペース及びダンプトラックの方向転換を行うスペース等を確保すること。
	『注意』 車両系建設機械や不整地運搬車など左右のクローラーで走行する機械については、走行中に方向転換する場合、例えば左折する場合、左側の走行レバーを中立の位置に戻すことで、右側のクローラーだけが回転し左折します。 走行レバーを中立の位置に戻した際に、クローラーにブレーキがかかる機種と、かからない機種があり、クローラーにブレーキがかからない機種で、急な下り坂を走行中に方向転換をしようと、片側の走行レバーを中立の位置に戻した場合、機体重量による加速度で、逆方向に曲がる危険性があります。
7	地山の掘削作業に使用する車両系建設機械については、法面から落下した岩石が地面で跳ね返り、運転席のフロントガラスを突き破る災害や落下した岩石が運転室の屋根を突き破る災害(いずれも土木工事現場)が発生しており、運転士の安全を確保するため、フロントガラスを安全ガラス(強化ガラス)とし、更にフロントガラス前面に鋼製の格子状のフロントガードを設けることや、運転室の屋根上部に鋼製のヘッドガードの増設等を検討して下さい。(別添資料1参照)

全国造船安全衛生対策推進本部
九州・山口総支部
支部長 宮崎 正生 殿

長 崎 労 働 局 長

造船業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働災害防止対策をはじめ安全衛生行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内における造船業の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、本年 1 0 月末現在において、3 8 人と前年同期と比べ 1 5 人減少しているところですが、死亡災害にあつては、本年 9 月と 1 0 月に、高所からの墜落による死亡災害が相次いで発生し、前年の死亡者数(1 人)より 1 人増加し、2 人となっている状況にあります。

死亡災害は、平成 2 4 年以降、1 人以下で推移しておりましたが、本年は 2 人と複数人発生しており、これ以上の犠牲を出すことはできません。

労働災害の発生原因には、高所作業時における適切な墜落防止設備の設置や安全帯の使用など墜落防止措置が講じられていないもの、フォークリフト運転時における周囲の安全確認が徹底されていないもの、溶接など火気を使用する際の火の粉養生がなされていないものなど安全の基本的事項が順守されていないものも認められます。

このような状況から長崎労働局としましては、労働災害による死亡者を決して発生させないようにするため、緊急に造船業に対する労働災害防止対策の徹底を要請することといたしました。

つきましては、別紙「造船業における労働災害防止対策の徹底（要請）」を貴支部加盟事業場に対し、配付いただき、「安全第一」の基本に立ち返り、年末年始労働災害防止強調期間に併せて、各々の職場で職場一斉点検を実施していただきますよう周知方要請いたします。

なお、加盟事業場での点検結果を取りまとめのうえ、平成 3 1 年 1 月末までに当局あてご報告いただきますよう併せてお願い申し上げます。

造船業における労働災害防止対策の徹底(要請)

事業主 殿

長崎労働局長

第1 趣旨

長崎県内における造船業の労働災害による死傷者数は、40人から70人台で増減を繰り返しながら発生しており減少傾向にあるとはいえない状況で推移し、昨年は、63人（うち、死亡1人）が休業4日以上死傷災害に被災し、過去5年間で最も多い被災者数となっている状況です。

また、本年においては、昨年同期と比較すると休業4日以上死傷者数は15人減少しているものの、死亡者数については、本年9月と10月に高所からの墜落による死亡災害が連続して発生し、昨年1年間に発生した死亡者数（1人）を超え、2人となり今後、これ以上の犠牲を出すことはできません。

労働災害の発生原因には、高所作業時における適切な墜落防止設備の設置や安全帯の使用など墜落防止措置が講じられていないもの、フォークリフト運転時における周囲の安全確認が徹底されていないもの、溶接など火気を使用する際の火の粉養生がなされていないものなど安全の基本的事項が順守されずに発生しているものも認められます。

このため、長崎労働局並びに各労働基準監督署としましては、「安全第一」の基本に立ち返り、職場における安全の基本的事項の徹底を造船業界において図られるよう緊急要請いたします。

皆様方におかれましては、本要請の趣旨をご理解のうえ、下記事項にご留意いただき、職場点検票を用いて現場一斉点検を実施され、一層の労働災害防止対策が講じられますようご協力をお願いいたします。

第2 事業者の実施事項

1 「墜落・転落」災害の防止

死亡災害のほとんどは、墜落・転落災害で発生しています。墜落・転落災害は、足場など作業床上からの墜落、または、はしご道や階段など昇降設備からの転落により発生しています。

いずれも適切な墜落防止設備が完備されていれば、作業員自身「安全帯」を使用していれば防げるものです。

2 「クレーン」災害の防止

クレーンが起因する災害では、玉掛けした吊荷と手指など身体の一部を挟まれる災害が多く発生しています。しかしながら、何百キロ、数トンという、人間の力ではどうしようもない重量物を取り扱う作業であるため、時に思わぬ状況から吊荷が落下したり、クレーン本体に挟まれるなどして、死亡災害に至るものも発生しています。

クレーン作業においては、十分な知識と経験を有した有資格者がクレーン又は玉掛け作業の基本的安全ルールを順守し、指差呼称により安全を確認しながら作業を行うことが災害防止には必要不可欠です。

3 「爆発・火災」防止

溶接や溶断、グラインダーの火の粉など火気による、火災・爆発、火傷などの労働災害が発生しています。

火傷では、被災数日後に死亡するケースもあります。溶接の火の粉が有機溶剤のガスに引火し、火災や爆発など大規模な事故や労働災害に繋がるケースもあります。

火気を使用する際は、火気使用ルールを定め、可燃性ガスの有無や適切な換気状況の確認、火傷防止には、難燃性の保護具の着用や消火器の常備を図ることが必要です。

4 「フォークリフト」災害防止

フォークリフトに作業者が轢かれる災害が発生しています。

フォークリフト運転者の死角に作業者がいるなどして、轢かれるケースもあります。

フォークリフト運転者は、フォークリフトの死角となる部分を把握し、走行前に死角となる個所を含めた安全確認を行うよう指導を徹底してください。

5 安全衛生教育の実施

本年 10 月末現在における造船業の労働災害を経験年数別でみると、被災者数 38 人のうち、経験期間 1 年以下の被災者数は 11 人 (29%)、経験期間 5 年以下 21 人 (55%)、経験期間 10 年未満 25 人 (66%)、経験期間 10 年以上 13 人 (39%) となっています。

経験期間の浅い未熟練労働者にあっては、経験値の少なさからくる注意不足や危険認識不足による労働災害が多く、熟練労働者にあっては、慣れからくる省略行動や危険を軽んじたため被災したものが認められます。

経験年数に応じた必要な安全衛生教育を実施してください。

6 統括安全衛生管理の徹底

安全衛生管理を下請事業者任せにすることなく、新規入場者教育の徹底や作業間の連絡調整、構内下請事業者に対する指導・援助の充実として安全衛生教育資料や災害情報等の提供など、統括安全衛生管理の更なる徹底を行うこと。

7 職長教育の実施

職長に対して特別の教育を実施するとともに、現場において法令で定められた職務を確実に励行させてください。

職場点検票
(実施できていない事項には☒を記入)

【墜落・転落】

- ☐ 高所作業を行う場所に、安全な足場が設置されているか
- ☐ 高所作業を行う場所に、手すりが設置されているか
- ☐ 高所作業時に作業者は、安全帯を使用しているか
- ☐ 昇降用はしごに安全ブロックやロリップを設置しているか
- ☐ 昇降用はしごを使用して昇降する際、作業者は安全ブロックやロリップを使用しているか

【クレーン・玉掛け】

- ☐ クレーン運転士、玉掛け者は、有資格者が行っているか
- ☐ ヘルメットや腕章などにより有資格者であることを判別できるようにしているか
- ☐ クレーン運転士、玉掛け者は、地切り、指差確認など基本的事項を行っているか
- ☐ 地上に下ろす際、吊り荷と床面との間に手など身体の一部をいれてないか

【爆発・火災】

- ☐ 塗装など有機溶剤を使用している、または、使用していた付近で火気を使用していないか
- ☐ 塗装中並びに塗装後は、十分な換気能力のある換気装置を稼働させているか
- ☐ ガス検知器(ホースの長さが十分あるもの)を使用して濃度を測定し、安全を確認しているか
- ☐ 有機溶剤等作業主任者など有資格者が選任され、定められた職務を行っているか

【フォークリフト】

- ☐ フォークリフトの運転は、有資格者が行っているか
- ☐ フォークリフトの運転者は、走行前に周囲の安全確認を行っているか
- ☐ フォークリフト作業の作業範囲に運転士以外の作業者が混在して作業していないか

【安全衛生教育】

- ☐ 雇入れ時の安全衛生教育を実施しているか
- ☐ 請負人(協力会社)は、送り出し教育を実施しているか
- ☐ 定期的(概ね5年ごと)に再教育を実施しているか

【統括安全衛生管理】

- ☐ 統括安全衛生責任者と請負人の職長は、連絡・調整を行っているか
- ☐ 全ての関係請負人が出席する災害防止協議会を設置し、定期的に開催しているか

【職長】

- ☐ 職長は、職長教育を受けた者が配置されているか
- ☐ 職長教育を受講後、概ね5年を経過した職長は再教育を受けているか
- ☐ 請負人ごとに職長が選任されているか
- ☐ 職長に自社の労働者を直接指揮・監督させ、適切な安全指導を行わせているか

点検日：_____年_____月_____日

会社名：_____

長労発基 1 1 2 7 第 3 号
平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日

建設業労働災害防止協会 長崎県支部
支 部 長 谷村 隆三 殿

長 崎 労 働 局 長

建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働災害防止対策をはじめ安全衛生行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内における建設業の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、本年 1 0 月末現在において、1 6 2 人と前年同期と比べ 5 人増加し、死亡災害については、本年 9 月と 1 0 月に、高所からの墜落による死亡災害が相次いで発生し、前年の 1 年間に発生した死亡者数(3 人)より 1 人増加し、4 人となり、誠に憂慮すべき状況となっています。

死亡災害 4 件のうち 3 件は「墜落災害」、1 件は「建設機械災害」で発生しており、建設業の三大災害により発生しています。

これから、年末・年度末と建設工事の最盛期を迎えるにあたり、建設工事現場での労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、建設業における労働災害の発生に歯止めをかけ、死亡災害の撲滅を図るため、労働災害防止対策の徹底を要請いたしますので、貴団体傘下の会員事業場に対しましても、一層の労働災害防止対策の推進が図られるよう別紙、要請書により周知を図っていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、会員事業場への周知結果につきましては、取りまとめのうえ、平成 3 1 年 1 月末までに当局あてご報告いただきますよう併せてお願い申し上げます。

建設業労働災害防止対策(要請)

事業主 殿

長崎労働局長

第1 趣旨

長崎県内における建設業の死傷災害は、本年10月末現在において、162人と前年同期と比べ5人増加し、死亡災害については、本年9月と10月に、高所からの墜落による死亡災害が相次いで発生し、前年の1年間に発生した死亡者数(3人)より1人増加し、4人となっています。

死亡災害(4件)のうち3件は「墜落災害」、1件は「建設機械災害」で発生しており、いずれも建設業の三大災害により発生しています。

昨年は、第12次労働災害防止計画(5か年計画)期間のうち、最多の死傷者数(201人)となつてしまいましたが、本年は、第13次労働災害防止計画の初年度となっているものの、前年の発生件数を上回るペースで死傷災害が発生していることは誠に憂慮すべき状況です。

このため、長崎労働局としましては、労働災害の発生に歯止めをかけ、死亡災害の撲滅を図るため、建設業における労働災害防止対策の徹底を要請することといたしました。

つきましては、本対策の趣旨をご理解のうえ、下記事項の労働災害防止対策を確実に講じていただきますようよろしくお願いいたします。

第2 事業者の実施事項

1 「墜落・転落災害」の防止

- ☐ 高所作業を行う場合、安全な足場を設置しているか
- ☐ 高所作業を行う場合、作業者は安全帯を着用・使用しているか
- ☐ 安全帯を使用する場所に、安全帯を取り付けるための設備があるか

2 「建設機械災害」の防止

- ☐ 移動式クレーン及び建設重機の作業において、安全な作業計画を作成しているか
- ☐ 移動式クレーン作業及び建設重機作業は、有資格者が行っているか
- ☐ 移動式クレーンやバックホウの転倒を防止するため敷鉄板等で養生しているか

3 「崩壊・倒壊災害」の防止

- ☐ 地山の切り角度は法定勾配(60° 以下)であるか
- ☐ 解体作業において作業指揮者等を選任し、当該指揮者等に作業中、直接指揮させているか

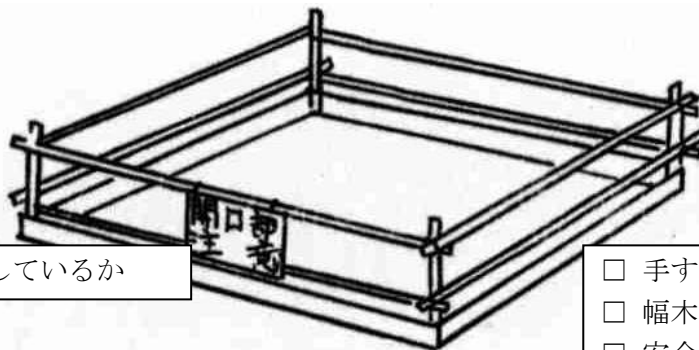
4 作業計画段階における危険予知（リスクアセスメントの実施）

- ☐ 工種(仮設工事、型枠工事、鉄筋工事、土工事など)ごとに作業手順を定めているか
- ☐ 作業手順書に危険予知(危険のポイント)を行っているか
- ☐ 危険予知された危険に対する防止対策は、主に設備面での対策が講じられているか

5 職長等教育の実施

- ☐ 職長・安全衛生責任者は、職長等教育を受けた者が配置されているか
- ☐ 職長等教育を受講後、概ね5年を経過した職長は再教育を受けているか
- ☐ 請負人ごとに職長が選任されているか
- ☐ 職長に自社の労働者を直接指揮・監督させ、適切な安全指導を行わせているか

【墜落防止対策】



☐ 危険表示をしているか

☐ 手すりは2段手すりとなっているか
☐ 幅木を設置しているか
☐ 安全帯を使用しているか

【移動式クレーン対策】

☐ 移動式クレーン運転士は、有資格者か
☐ 玉掛け者は、有資格者か



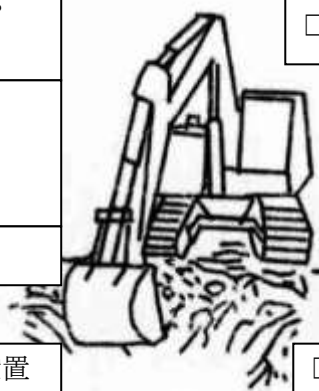
☐ アウトリガーは全張出か
☐ 敷鉄板で養生しているか

☐ 過巻防止装置は作動するか
☐ フック外止めは有効に作用するか
☐ 過負荷防止装置は作動するか
☐ 1本吊りをしていないか

☐ 立入禁止措置を講じているか
☐ 周囲の人払いは確実に実施しているか

【建設重機対策】・【崩壊対策】

☐ 安全な作業計画を作成しているか
☐ 路肩付近の作業では誘導者の配置やガードレールの設置を行っているか
☐ 運転席にはヘッドガードがあるか
☐ シートベルトを使用しているか
☐ 運転者は有資格者か
☐ 用途外使用をしていないか



☐ 掘削勾配は安全か
☐ 浮石、湧水など地山に変化はないか
☐ 地山掘削作業主任者はいるか

☐ 上下水道工事では土止め支保工を設置しているか

☐ 立入禁止措置を講じているか
☐ 周囲の人払いは確実に実施しているか